

別表3

実験室安全運営規則作成基準

1. 指定実験室の設備及び運営は、別表2の条件に適合すること。
2. 指定実験室の範囲を外部より容易に知り得るように明確に指定し、表示するよう義務づけること。
3. 指定実験室において取り扱う病原体等に関して、予防接種その他の予防法がある場合は、その実施を義務づけること。
4. 如何なる状況の下にあっても、15歳以下の小児の立ち入りを許可してはならないものとする。
5. 病原体等の実験室区域及び保管場所は同一の安全基準を満たし、保管容器は施錠し、保管及び出し入れの記録を整備するようにすること。
6. レベル2以上の病原体等の実験においては、口を用いたピペット操作を禁止すること。
7. 指定実験室での飲食、喫煙、化粧及び食物を含む私物の保管等を禁止すること。
8. 病原体等及びこれを含む可能性のある実験材料を廃棄するに当たっては、別に定める方法で滅菌するものとする。
9. その他、本規定の内容に適合する安全設備の定期点検、健康管理のための診断項目、事故時の処理方法、連絡系統等を具体的に規定すること。
10. 事故、機械の保守等のために、職員等以外の者が立ち入る必要が生じた場合は、バイオセーフティ管理室長に申請し、その指示に従うように規定すること。
11. その他指定実験室の安全管理に必要な事項を規定すること。

様式 1

病原体等取扱届

国立感染症研究所長 殿

届出日 平成 年 月 日

届出者 部(センター・室)長

氏名 _____ ㊟

国立感染症研究所病原体等安全管理規程第12条第1項の規定に基づき、
下記病原体等（レベル1-2）の取り扱いについて届け出ます。

病原体等の名称	レベル注	取扱責任者

病原体等を外部から 受け入れる場合	(外部機関名)・(外部機関の取扱責任者)
	受入予定日：平成 年 月 日

注 別表1に掲げられていない病原体等にあつては、相当するレベル及びその判断根拠について示すこと。

様式 2

病原体等取扱申請書

国立感染症研究所長 殿

申請日 平成 年 月 日

申請者 部(センター・室)長

氏 名 _____ 印

国立感染症研究所病原体等安全管理規程第12条第2項の規定に基づき、
病原体等（レベル3－4）の取り扱いを申請いたします。

1. 病原体等の名称及びレベル (別表1に掲げられていない 病原体等にあつては、相当す るレベル及びその判断根拠に ついて記入すること。)	
2. 病原体等を取り扱う目的	
3. 病原体等の実験方法	
4. 実験に必要な期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 実験終了後の病原体等の措置 (消毒、滅菌法、保管方法等 について記入すること。)	
6. (1) 病原体等を取り扱う職 員等の氏名及び第15条の 規定に適合する職員とし て判断できる資料 (2) 動物実験を行う場合	(氏名)(職員又は身分)(第15条の規定に適合する判断資料) 1. 行 う (動物を取扱う講習受講の有無) 2. 行わない (1. 有 2. 無)
7. 推薦する危害防止主任者名	
8. 取 扱 場 所	1. 戸山庁舎病原体等管理区域 2. 村山分室 3. 筑波支所
9. 病原体等を外部から受け入れ た場合(外部機関名・外部 機関の取扱責任者名・受入 承認日)およびその他	

様式 3

病原体等移動（譲渡・受入）届 （注①）

国立感染症研究所長 殿

届出日 平成 年 月 日

届出者 部(センター・室)長

氏名 _____ 印

国立感染症研究所病原体等安全管理規程第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、
病原体等（レベル 1 - 2）の移動（譲渡・受入）について届け出ます。
（注①）

1. 移動させる病原体等の名称及びレベル				
2. 移動目的				
3.	（譲渡） （受入） 相手機関名 <small>（注①）</small>			
	外部機関の 取扱い責任者	所属		
	連絡先	氏名		
		住所		
	（譲渡）の場合は、取扱い施設等について詳細に記載すること。		TEL.	FAX.
4. 移動方法	1. 郵送 2. 配達業者 3. 持参 4. その他			
5. 感染研の移動責任者	(氏 名) (官 職)			
6. 移動予定日	平成 年 月 日			

記載上の注意事項

- 注① カッコ内は適切なものを丸で囲む。
- ② (譲渡)の場合は、感染研以外の機関等へ移動させる場合に提出する。
- ③ (受入)の場合は、感染研以外の機関等及び感染研の他の庁舎からの受入について提出する。
- ④ 感染研庁舎間の移動については、譲渡側の届出は省略することができる。

様式 4

病原体等移動（譲渡・受入）申請書

(注①)

国立感染症研究所長 殿

届出日 平成 年 月 日

届出者 部(センター・室)長

氏名 _____ ㊟

国立感染症研究所病原体等安全管理規程第12条第4項の規定に基づき、
病原体等（レベル3-4）の移動（譲渡・受入）について申請いたします。
(注①)

1. 移動させる病原体等の名称及びレベル			
2. 移動目的			
3.	(譲渡) (受入) 相手機関名 (注①)		
	外部機関の 取扱い責任者	所属	
		氏名	
	連絡先	住所	
		TEL. _____ FAX. _____	
(譲渡)の場合は、取扱い施設等について詳細に記載すること。			
4. 移動方法	1. 郵送 2. 配達業者 3. 持参 4. その他		
5. 感染研の移動責任者	(氏名) (官職)		
6. 移動予定日	平成 年 月 日		

記載上の注意事項

- 注① カッコ内は適切なものを丸で囲む。
- ② (譲渡)の場合は、感染研以外の機関等へ移動させる場合に提出する。
- ③ (受入)の場合は、感染研以外の機関等及び感染研の他の庁舎からの受入について提出する。
- ④ 感染研庁舎間の移動については、譲渡側の届出は省略することができる。

様式 5

BSL 2 実験室使用届

国立感染症研究所長 殿

届出日 平成 年 月 日

届出者 部(センター・室)長

氏 名 _____ ㊞

所轄実験室について、国立感染症研究所病原体等安全管理規程第10条第3項の規定に基づき、BSL 2 実験室として使用することを届け出ます。

1. 実験室名 (部屋名)

2. 使用開始年月日 平成 年 月 日

3. 取扱病原体等の種類

4. 実験室管理責任者名

5. 実験室の概略図 (安全キャビネットとオートクレーブの設置場所を明示すること)

様式 6

BSL 2 実験室使用終了届

国立感染症研究所長 殿

届出日 平成 年 月 日

届出者 部(センター・室)長

氏名 _____ ㊟

所轄実験室について、国立感染症研究所病原体等安全管理規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、BSL 2 実験室としての使用を終了することを届け出ます。

1. 実験室名 (部屋名)

2. 使用開始年月日 平成 年 月 日

3. 取扱病原体等の種類

4. 実験室管理責任者名

様式 7



BIOHAZARD

入室承認者以外立入禁止

実 験 室 名	
病原体等の名称	
し べ ろ	
統括危害防止主任者 又は実験室管理責任者	
緊急時連絡先	

国立感染症研究所病原体等安全管理規程第5条第7項及び第6条第6項の規定に基づき、バイオセーフティ委員会及び病原体等取扱安全監視委員会に関し必要な事項を次のように定める。

バイオセーフティ委員会及び病原体等取扱安全監視委員会細則

第1章 バイオセーフティ委員会

(委員長及び書記)

第1条 バイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び書記を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故がある時は、委員のうちから互選された者がその事務を行う。

(委員会)

第2条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の三分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の三分の二以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の三分の二以上で決する。

第2章 病原体等取扱安全監視委員会

(委員長)

第3条 病原体等取扱安全監視委員会に委員長を置き副所長を以てこれに当てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから所長の指名する者がその事務を行う。

(病原体等取扱安全監視委員会)

第 4 条 病原体等取扱安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は委員の三分の二以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、安全監視委員会を招集しなければならない。
- 3 安全監視委員会の結論は、合議による。
- 4 安全監視委員会は臨時開催する。

(査 察)

第 5 条 安全監視委員会は、国立感染症研究所病原体等安全管理規程及び病原体等管理区域安全運営規則の遵守状況について年 1 回以上指定実験室の査察を行う。

第 3 章 雑 則

(庶 務)

第 6 条 委員会及び安全監視委員会の庶務は、総務部において処理する。

(運営事項の制定)

第 7 条 国立感染症研究所病原体等安全管理規程及びこの細則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、当該委員会及び安全監視委員会が定める。

【参考】
《管理規程第13条関係》

病原体等の輸送方法

万国郵便条約の施行規則（平成7年12月21日 号外郵政省告示第643号）抜粋
最終改正（平成9年12月4日 郵政省告示第618号）

第2401条 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有
する郵便物の引受条件及び表示

- 1 死滅しやすい又は変敗しやすい伝染性の生物学上の材料
 - 1.1 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料には「Substances infectieuses」（「伝染性の物質」の意）の表示を行わなければならない。
 - 1.2 伝染性の物質の差出人は、郵便物が名あて地に良好な状態で到着するように包装されていることを確認しなければならない。また、これらの郵便物が、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにしなければならない。
 - 1.2.1 その包装は、第一の漏れない容器、第二の漏れない包装及び外装からなるものとする。この外装は、権限のある国際機関の規則によって規定される強度試験と同等の強度試験に合格した十分に堅固なものでなければならない。
 - 1.2.2 第一の容器と第二の包装の間には、吸収性の材料を詰める。二以上の第一の容器を一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、接触を避けるために一個ごとに包装しなければならない。吸収性の材料（例えば綿）は、内容品全体を吸収するために十分な量でなければならない。運送中に蒸発せず、人間に有毒でない非吸湿性の材料は、追加することができる。
 - 1.3 例外的な物質（例えば器官全体）を除くほか、特別の包装を必要とする伝染性の物質の大部分は、次の規定に従って包装しなければならない。

- 1.3.1 常温又はそれ以上の温度で運送される物質の場合には、第一の容器は、ガラス製、金属製又はプラスチック製によることができる。不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を用いなければならない。ねじ式の口金を用いる場合には、粘着性のテープで補強しなければならない。
- 1.3.2 普通の氷、アイスノン又はドライアイスにより冷却又は冷凍されて運送される物質の場合には、第一の容器は、ねじ式の口金による封を用いる必要はない。氷又はドライアイスは、第二の包装の外部に入れなければならない。氷又はドライアイスが溶解しても第二の包装が当初の位置にとどまるよう内部の支柱を設ける。氷が使用される場合には、包装は、不漏出性のものでなければならない。ドライアイスが使用される場合には、外部の包装は、炭酸ガスの排出を可能とするものでなければならない。
- 1.4 外容器又は外装には、公認の差出研究所及び名あて研究所のあて名を記載した面に、白地に黒色の文字による次の記載を有する所定の票符を付する。この票符は、一辺の長さが十センチメートル又は五センチメートルの菱形とする。この票符の上部半分には、伝染性の物質について認められた記号を表示し、下部半分には「Substance infectieuse. En cas de dommage ou de fuite, avertir immédiatement les autorités de santé de santé publique」（「伝染性の物質。損傷又は漏洩の場合は、直ちに公衆衛生当局に通報すること。」の意）の語を記載する。この票符は、次のとおりとする。



【添付資料 3】 病原体安全管理規程（案）
（国立国際医療センター病院）

国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程（案）

（目的）

第1条 本規程は、国立国際医療センター病院の臨床検査部（以下、「検査部」という。）ならびにエイズ治療・研究開発センター（以下、「ACC」という。）において取り扱う病原体等（病原微生物、寄生虫ならびにこれらの産生する毒性物質、発がん性物質およびアレルゲン等生物学的相互作用を通じて人体に危害を及ぼす要因になるものをいう。また、人体から採取または排出された臨床検体のうち、それに含まれる病原体等を培養、分離もしくは抽出することを目的とする場合を含む。以下同じ。）の安全管理について定め、検査部ならびにACCにおける病原体等の保管および取り扱いを安全に行うことを目的とする。

（遵守義務）

附属資料2

病原体等取り扱い実験室の安全設備及び運営基準

国立国際医療センター研究所において病原体等を取り扱う実験室は、当該病原体等の附属資料1に定めるバイオセーフティレベルに応じ、以下の設備を行わなければならない。それぞれのレベルは、附属資料 検査部またはACCに所属する者は、本規程の定めるところによらなければならない。

- 2 2 検査部またはACCに所属する者は、検査区域内で病原体等を取り扱う場合は、別に定める国立国際医療センター病院病原体等管理区域安全運営規則（以下、「運営規則」という。）に適合する方法によらなければならない。

（病原体等を取り扱う職員等）

第2条 検査部またはACCにおいて病原体等を取り扱う職員等（以下、「職員等」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- 1 以下の項目について十分な知識を有し、かつ技術的修練を経ている者。
 - ア 取り扱う病原体等の性質
 - イ 取り扱う病原体等の人体に対する病原性
 - ウ 検査中に起こり得るバイオハザードの範囲およびそれへの安全な対処方法
 - エ 検査室の機構、使用方法
 - オ 事故発生時等の緊急処置
 - カ その他、病原体等の安全な取り扱いに関する必要なこと
- 2 定期的健康診断を受け、異常の認められなかった者
- 2 職員等は、バイオセーフティ講習会を受講しなければならない。

（病原体等を取り扱う区域）

第3条 検査部およびACCにおいて病原体等を取り扱う区域は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- ア 病原体等を扱う室において機器および机等は専用としなければならない。
- イ 検査部抗酸菌室は結核菌（レベル3の抗酸菌を含む）専用とし、他の病原体等を扱う室とは隔離しなければならない。

ウ ACCにおいては、レベル3の病原体等は高度安全検査室で取り扱わなければならない。当該検査室の運用において、本規程および運営規則に定めのない事項は、国立国際医療センター研究所高度安全検査室安全運営規則・安全操作指針を準用する。

(組織)

第4条 安全確保に関する組織および委員会は、次のとおりとする。

臨床検査部長（以下、「検査部長」という。）ならびにACC臨床研究開発部長（以下、「研究開発部長」という。）の下に委員会規程を置き、年1回若しくは必要に応じて委員会を開催し、危害防止に関する問題の解決を図ると同時に従事者を掌理する。

(病原体等のレベル分類)

第5条 病原体等のレベルを分類する基準およびレベル分類は、感染症発生動向調査実施要綱に基づく報告基準（4類感染症）別表1に定めるものとする。別表1に記載のない病原体等は、国立国際医療センター研究所病原体等安全管理規程の付表1を準用する。

(病原体等の取り扱い手続き)

第6条 職員等は、病原体等の検査区域を新たに使用しようとするときは、所定の届け出書をあらかじめ、検査部長あるいは研究開発部長に提出しなければならない。

2. 職員等は、別表1に掲げられた病原体等を新たに保管しようとするとき、またはこれらの病原体等を用いて新たに実験しようとするときは、所定の届け出書をあらかじめ、検査部長あるいは研究開発部長に提出しなければならない。
3. 職員等は、別表1に掲げる病原体等を他の医療・研究・検査機関等に提供するときは、あらかじめ申請・届出書を、検査部長あるいは研究開発部長に提出しなければならない。
4. 職員等は、別表1に掲げる病原体等を国立国際医療センター病院医師あるいは研究所職員に提供するときは、あらかじめ申請・届出書類を、検査部長あるいは研究開発部長に提出しなければならない。

(事故)

第7条 次の各号に掲げる場合には、これを事故として取り扱うものとする。

- 1 外傷その他により、別表1に掲げる病原体等が職員等の体内に入った可能性がある場合。
- 2 検査区域内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見された場合。
- 3 別表1に掲げる病原体等により、検査区域内が広範囲に汚染された場合。
- 4 職員等が健康診断の結果、別表1に掲げる病原体等による異常が認められた場合。
- 5 別に規定する報告があった場合。
- 2 前項第1号から第4号の事故を発見した者は、遅滞なく、検査部長あるいは研究開発部長に通報しなければならない。
3. 前項の通報を受けた場合には速やかに適切な応急措置を講じなければならない。
4. 検査部長あるいは研究開発部長は、必要があると認めるときは、危険区域を設定し、危険区域の一定期間使用禁止及び適切な措置を講じることを命じることができる。
5. 検査部長あるいは研究開発部長は、前項の措置を講じたときは、事故の内容・危険区域及び事後処置の内容を職員等に周知させなければならない。
6. 検査部長あるいは研究開発部長は、前項の報告を受けたときは、当該危険区域の使用を解除し、職員等に周知させなければならない。
7. 事故報告を受けた検査部長あるいは研究開発部長は速やかにその内容を書面で病院長に報告しなければならない。

(緊急時対策)

第8条 検査部長あるいは研究開発部長は、地震または火災等による災害が発生し、病原体等の安全管理に関し本規程の定めによることができないと認めた場合、直ちに国立国際医療センター総長に報告し緊急対策本部を設置しなければならない。

2. 地震または火災等による災害による被害の防止対策及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第37号)第2条第13号に規定する警戒宣言(以下、「警戒宣言」という。)が発せられた場合において講じなければ成らない措置は、本規程に定めるもののほか、所轄の消防署または水道局において定められた規則に従うものとする。

(定期の健康管理)

第9条 検査部長あるいは研究開発部長は、職員等に対して次に定める定期の健康診断を実施しなければならない。

1. 1. 取り扱う特定の病原体等に対する抗体価測定等
2. 2. 取り扱う病原体等により発症する恐れのある症候の臨床的診断
2. 定期の健康診断は、年1回以上実施する。
3. 職員等は、前項の健康診断を受けなければならない。

(臨時の健康診断)

第10条 検査部長あるいは研究開発部長は、必要と認める場合には、職員等に対して、臨時の健康診断を受けさせることができる。

(健康診断の記録保存)

第11条 健康診断の記録は、職員等が離職または退所後10年間、これを保管しなければならない。

(病気等の届け出等)

第12条 別表1に掲げる病原体等による感染が疑われる場合には、直ちに検査部長あるいは研究開発部長にその旨を届け出なければならない。

2. 前項の届け出を受けた者は、直ちに当該病原体等による感染の有無について、詳細な調査を行わなければならない。
3. 検査部長あるいは研究開発部長は、前項の調査の結果、当該病原体等に感染したと認められる場合または医学的に不明瞭である場合には、直ちに病院長に報告しなければならない。

(付則)

この規程は、平成12年 月 日から施行する。

様式 1

病原体等取扱・保管届出書

臨床検査部長 殿
ACC 臨床研究開発部長 殿

申請日 年 月 日
申請者所属 職名または身分
氏 名

印

国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程に基づき、病原体等の取扱い・保管を届出します。

- 1 病原体等の名称及びレベル
- 2 病原体等を取扱・保管する目的
- 3 病原体等の実験・保管方法
- 4 実験・保管に必要な期間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日
- 5 実験終了後の病原体等の措置 (消毒、滅菌法、保管方法)
- 6 病原体等を取扱・保管する職員等の氏名
(氏名) (所属) (職名または身分)

感染動物実験は規程に盛り込まれておらず、現状の設備では実施の可能性も極めて低いので、削除しました。

危害防止主任者は規程に盛り込まれておらず、一応、削除しました(しかし研究連絡委員会等で、危害防止主任者を設置するべきと指摘されるかもしれませんが)。

- 7 取扱・保管場所
- 8 その他病原体等の取扱又は保管に関し必要な事項

病原体等取扱・保管承諾書

所属
氏名 殿

上記の者に、下記病原体等の取り扱い・保管を承諾します。

臨床検査部長
ACC 臨床研究開発部長 印

記

病原体等の名称およびレベル
期間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

以上

様式 2

年 月 日

検査室使用届出書

臨床検査部長 殿
ACC 臨床研究開発部長 殿

- 1) 1) 申請者 所属 職名または身分
氏名 印
2) 2) 取扱病原体等名
3) 3) 使用検査室
4) 4) 検査室使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

自己血清保存並びに検査承諾書

申請者は、国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程に従い、申請者自己血清の保存と、その健康管理上必要な検査への使用を承諾いたします。

申請者（署名）

印

検査室用

- 1 ID カード No. ;
2 入退室装置
入力年月日
担当者

年 月 日

検査室使用承諾書

所属
氏名

殿

上記の者に、下記検査室の下記期間の使用を承諾します。

臨床検査部長
ACC 臨床研究開発部長

印

記

検査室名

期間 (自) 年 月 日 日

国立国際医療センター病院病原体等管理区域安全運営規則（案）

第1条 第1条 この規則は、国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程に基づいて、

国立国際医療センター病院病原体等管理区域安全運営規則（以下、「運営規則」という。）を定め、臨床検査部（以下、「検査部」という。）およびエイズ治療・研究開発センター（以下、「ACC」という。）における病原体等の保管及び取扱を安全に行うことを目的とする。

第2条 第2条 この運営規則において、検査室の範囲を外部より容易に知り得るように明確に指定し、表示するようにしなければならない。

第3条 第3条 この運営規則において、取り扱う病原体等に関しては、予防接種その他の予防法がある場合は、その実施を義務づけなければならない。

第4条 第4条 この運営規則において、いかなる状況下にあっても、15歳以下の小児の立ち入りを許可してはならないものとする。

第5条 第5条 この運営規則において、病原体等の保管場所及び検査室区域内は同一の安全基準を満たし、保管容器は施錠し、保管及び出し入れの記録を整備するようにすること。

第6条 第6条 この運営規則において、口を用いたピペット操作は禁止すること。

第7条 第7条 この運営規則において、検査室内での飲食、喫煙、化粧及び食物を含む私物の保管を禁止する。

第8条 第8条 この運営規則において、病原体等及びこれを含む可能性のある資料及び材料等を廃棄するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて処理するものとする。

第9条 第9条 この運営規則において、事故、機会の保守等のために職員以外の者が立ち入る必要が生じた場合は、検査部長若しくはACC臨床研究開発部長に申請し、その指示に従わなければならない。

付則 この規則は、国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程の施行日から施行する。

国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程に係わる衛生検査所への委託検査規程
(案)

(目的)

第1条 第1条 本規程は、国立国際医療センター病院臨床検査部（以下、「検査部」という。）並びにエイズ治療・研究開発センター（以下、「ACC」という。）における、人体から採取または排出された臨床検体の病原体等に関する検査（以下、「病原体等の検査」という。）の衛生検査所への委託について定め、国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程の適正な運用を図り、もって合理的な病院運営に資することを目的とする。

(委託)

第2条 第2条 国立国際医療センター検査部及びACCから外部に病原体等の検査を委託する場合には、国立国際医療センター外部委託検査の運用内規及び同規程審査会運用方針に基づいて運用を図らなければならない。

(運用)

第3条 第3条 検査（人体から採取され、又は排出された検体について、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律第76号、「法」という。）第2条第2項に規程する検査を言う。以下同じ。）のうち、外部に委託する検査（法第20条の3に規定の衛生検査所へ委託する検査をいう。）の適正な運用を図り、もって病院運営に支障を来たさないようにしなければならない。

(受託業者)

第4条 第4条 国立国際医療センター検査部並びにACCから病原体等の検査を受託する衛生検査所は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、第20条の3及び同法施行規則第12条第12項及び第13項、第14項及び同法第12条、別表第5及び同法施行規則の一部を改正する症例の施行について、の別添、衛生検査書指導要領を遵守していること。

(病原体等のレベル分類)

第5条 第5条 国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程、第6条別表1に定めるものとする。

(事故防止)

第6条 第6条 国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程、第8条の規程に基づき対応するものとする。

(委託契約)

第7条 第7条 国立国際医療センターにおいて外部委託検査を衛生検査所と契約する場合には委託契約書に感染性検体等の取扱について契約事項として取り扱うものとする。

付則 この規程は、国立国際医療センター病院病原体等安全管理規程の施行日から施行する。